

北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱

教育長決裁

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条及び北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程(昭和51年教育長訓令第1号)第3条第1項の規定に基づき実施する北九州市公立学校教員採用候補者選考試験(以下「選考試験」という。)の実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

(選考試験の趣旨)

第2条 選考試験は、北九州市公立学校教員の採用にあたって、必要な選考資料を得るために実施するものとする。

(選考区分)

第3条 選考試験の実施にあたり、一般選考、教職経験者特別選考及び障害者特別選考の選考区分を設けるものとする。

(一般選考の受験資格)

第4条 一般選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満40歳以下の者であって、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有するもの又は受験日の属する年度内に取得見込みのものとする。

(教職経験者特別選考の受験資格)

第5条 教職経験者特別選考により選考試験を受験することのできる者は、受験日の属する年度の3月31日現在において、満45歳以下の者のうち、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 現に小学校、中学校又は特別支援学校(国公立を問わない。)の正規教員として勤務している者(ただし、受験する校種、職及び教科と同一の場合に限る。)

(2) 過去10年間(受験日の属する年度の前年度の3月31日まで)で、小学校、中学校又は特別支援学校(国公立を問わない。)の正規教員として、通算3年間以上の勤務経験がある者(ただし、受験する校種、職及び教科と同一の場合に限る。)

(3) 過去10年間(受験日の属する年度の前年度の3月31日まで)で、北九州市立学校の常勤講師、非常勤講師又は養護助教諭として、通算5年間以上の勤務経験がある者

(選考の選択)

第6条 前二条の規定にかかわらず、教職経験者特別選考により選考試験を受験することのできる者であっても、一般選考による選考試験の受験を選択できるものとする。

(障害者特別選考)

第7条 障害者特別選考を受験することのできる者は、第4条に定める一般選考の受験資格を有する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に定める等級の1級から6級までの者

(2) 自力による通勤ができ、かつ介助者なしに教員としての職務の遂行ができる者

(欠格事項)

第8条 受験申込日において、次のいずれかに該当する者は、受験資格を有しないものとする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当する者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当する者

(試験区分)

第9条 選考試験の試験区分は、校種、職及び教科に応じ、別表第1に掲げるとおりとする。

(試験内容、配点及び評定の方法)

第10条 選考試験は、第一次試験及び第二次試験により行うものとする。

2 選考試験の試験内容、配点及び評定の方法は、選考区分、校種、職及び教科に応じ、第一次試験については別表第2に、第二次試験については別表第3に定めるとおりとする。

(選考方法)

第11条 第一次試験の選考は、試験区分ごとに、第一次試験の合計得点の高い順に並べ、上位から第一次試験合格予定者数までの順位内にある者を第一次試験合格者としてにより行う。

2 第二次試験の選考は、前項の規定に基づく第一次試験合格者を対象に行い、試験区分ごとに、第二次試験の合計得点の高い順に並べ、上位から第二次試験合格予定者数までの順位内にある者を第二次試験合格者としてにより行う。この場合において、適性検査及び健康診断の結果を勘案するものとする。

3 障害者特別選考においては、点字又は手話等の必要な対応を行うとともに、障害の程度に応じた実技試験の実施に配慮するものとする。

(名簿登載)

第12条 第二次試験の合格者は北九州市公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載する。名簿の有効期間は、名簿に登載した日以後の最初の4月1日から1年間とする。

(情報の提供)

第13条 選考試験に係る情報の提供については、北九州市公立学校教員採用候補者選考試験の情報の提供に関する要綱(平成15年7月2日教育長決裁)に定めるところによるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、選考試験の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行し、平成21年度に実施する選考試験から適用する。

別表第1（第9条関係）

試 験 区 分		
小学校教員		
中学校教員		国 語
		社 会
		数 学
		理 科
		音 楽
		美 術
		保健体育
		技 術
		家 庭
		英 語
特別支援 学校教員	小学部	
	中学部	中学校教員に同じ
養護教員		

別表第2（第10条関係）

試験区分	試験内容	配点		評定の方法
		一般選考 又は障害 者特別選 考	教職経験 者特別選 考	
・小学校教員 ・特別支援学校小学部教員 ・中学校教員（国語・社会・数学・ 理科・技術・家庭） ・特別支援学校中学部教員（国 語・社会・数学・理科・技術・ 家庭） ・養護教員	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	150	150	各問の得点を合計
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表 現力などの観点から評定
	合計	350	300	
・中学校教員（音楽・美術・保健 体育） ・特別支援学校中学部教員（音 楽・美術・保健体育）	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	50	50	各問の得点を合計
	実技	100	100	教科ごとの実施内容について評定
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表 現力などの観点から評定
	合計	350	300	
・中学校教員（英語） ・特別支援学校中学部教員（英 語）	教職教養	50		各問の得点を合計
	専門教科	100	100	各問の得点を合計
	リスニング	50	50	各問の得点を合計
	集団面接	150	150	態度、積極性、社会性、自己統制、表 現力などの観点から評定
	合計	350	300	

備考

- 1 教職経験者特別選考の受験者は、教職教養試験を免除する。
- 2 中学校教員（音楽・美術・保健体育）及び特別支援学校中学部教員（音楽・美術・保健体育）の実技試験の実施内容及び評定の観点については、教科ごとに次のとおりとする。
 - 音楽 実施内容：初見視唱（歌唱）、ピアノ（視奏）、その他の楽器（視奏）
評定の観点：技能、表現力などの観点から評定
 - 美術 実施内容：立体モデル作成、水彩画
評定の観点：発想、構成、表現力などの観点から評定
 - 保健体育 実施内容：器械運動、バレエ、ハードルと柔道・剣道・ダンスのうちのいずれか
評定の観点：姿勢、スムーズな動作などの観点から評定

別表第3（第10条関係）

試験区分	試験内容	配点（すべての選考に共通）	評定の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員 ・特別支援学校小学部教員 	模擬授業	150	指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定
	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	論文	100	論文構成、論旨、文章の記述（誤字、脱字、句読点の使い方など）、文章量などの観点から評定
	音楽実技	30	ピアノ視奏の技能、表現力などについて評定
	体育実技	30	マット、跳び箱、バスケットボールについて姿勢、スムーズな動作などの観点から評定
	水泳	20	50mを自由形で泳ぐタイム、泳ぎのスムーズさなどの観点から評定
	英会話	20	簡単な日常英会話により発音、理解力、表現力などの観点から評定
	合計	650	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校教員（英語を除く） ・特別支援学校中学部教員（英語を除く） ・養護教員 	模擬授業	150	指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定
	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	論文	100	論文構成、論旨、文章の記述（誤字、脱字、句読点の使い方など）、文章量などの観点から評定
	合計	550	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校教員（英語） ・特別支援学校中学部教員（英語） 	模擬授業	150	指導内容、指導技術、質疑応答の状況などの観点から評定
	個人面接	300	基本的知識、積極性、意欲、態度、使命感、責任感などの観点から評定
	英語口述	100	読解力、応答力、要約力などの観点から評定
	合計	550	

備考

上記試験のほかに、適性検査、健康診断を実施する。